

神戸市民生協の共済

医療共済 入院充実プラン

月掛金 **2,000円**~

入院一時金 **40,000円** + 入院日額 **4,000円** × 入院日数

掛金の
払込方法

クレジットカードか
口座振替から
選べます

こども共済

月掛金 **500円**~

入院日額 **5,000円** × 入院日数

※500円コースの場合

2024年 1/4~3/20まで

新規加入キャンペーン 実施中!

新規ご加入いただいた方全員にプレゼント

医療共済

特別栽培米
丹波産コシヒカリ6kg
(2kg×3袋)



こども共済

竹製ボールペン
#CO2排出権付



詳しくはこちら

※対象はキャンペーン期間中にお申込みいただいた方で、契約成立(保障開始)が条件となります。 ※プレゼントは保障開始日の翌月下旬までに発送いたします。 ※郵送による申込は、3/20消印有効となります。

病気やケガに
備える

医療共済 入院充実プラン

0~75歳*までの加入で、
85歳まで保障がつづく
※保障開始日における年齢

インターネットで
お申込みが完了!
お申込みはこちら



保障内容	月掛金	2000円コース					3000円コース				
		0~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳	80~85歳	0~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳	80~85歳
入院一時金	1日以上	40,000円	20,000円	15,000円	10,000円	7,000円	50,000円	25,000円	20,000円	14,000円	11,000円
傷害入院(日額)	1日目~ (事故日から180日以内)	4,000円	2,000円	1,500円	1,000円	700円	5,000円	2,500円	2,000円	1,400円	1,100円
病気入院(日額)	1日目~	4,000円	2,000円	1,500円	1,000円	700円	5,000円	2,500円	2,000円	1,400円	1,100円
入院手術 ^{※1}	入院に行う場合 (所定の手術) ^{※2}	25,000円	8,000円	4,000円	4,000円	—	10万円	20,000円	15,000円	10,000円	—
重度障害	不慮の事故による	60万円	30万円	20万円	20万円	20万円	100万円	50万円	30万円	30万円	20万円
	病気による	30万円	—	—	—	—	50万円	—	—	—	—
死亡	不慮の事故による	60万円	32万円	22万円	22万円	21万円	100万円	60万円	35万円	33万円	21万円
	病気による	30万円	2万円	2万円	2万円	1万円	50万円	10万円	5万円	3万円	1万円
	五大疾病による ^{※3}	36万円	7万円	5万円	5万円	2万円	60万円	20万円	8万円	6万円	2万円

※1:入院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されている期間において受けられた手術をいいます。 ※2:所定の手術についてはお問い合わせください。 ※3:五大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・腎不全をいいます。



神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)
〒650-0032
神戸市中央区伊藤町111番地
神戸商工中金ビル5階
営業時間 9:00~17:30 (土・日曜及び祝日休業)

【通話無料】お気軽にお問い合わせください
0120-81-9431
FAX 078-335-0630
インターネットからお申込みできます



3つの特約で幅広くカバー

月掛金 各**500円**

「入院充実プラン基本コース」と同時にお申込みください。

※特約のみのお申込みはいただけません。 ※特約は複数お選びいただけます。 ※特約をお申込みいただけるのは75歳(保障開始日において)までの方で、80歳までの保障となります。

ガン特約	保障年齢	保障内容			
		0~65歳	65~70歳	70~75歳	75~80歳
ガン入院(日額)	1日目~124日目	6,000円	1,800円	1,800円	1,800円
ガン通院(日額)	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	1,800円	1,000円	1,000円	1,000円
ガン診断確定 (一生にそれぞれ1回限度)	ガン 上皮内ガン	10万円	3万円	2万円	2万円
ガン在宅療養	20日以上連続入院後の退院	2万円	6,000円	4,000円	4,000円
死亡	ガン	10万円	2万円	1万円	1万円

女性特約	保障年齢	保障内容	
		0~65歳	65~80歳
女性特有疾病入院 ^{※1} (日額)	1日目~124日目	4,500円	1,500円
女性特定手術 ^{※2}	女性特有疾病入院共済金が支払われ、 かつ5日以上継続して入院した場合の 所定の手術(手術の種類による)	25,000円	15,000円
女性特有疾病 ^{※1} 在宅療養	20日以上連続入院後の退院	10,000円	—
		50,000円	30,000円

※1:女性特有疾病とは、乳ガン・子宮ガン・子宮筋腫・甲状腺ガン・股関節症・膝関節症・骨粗しょう症・下肢の静脈瘤・異常妊娠・異常分娩・胆石症・緑内障・白内障など
※2:女性特定手術とは、乳房切除術・乳腺悪性腫瘍手術・子宮悪性腫瘍手術・子宮筋腫手術など

通院特約	保障年齢	保障内容	
		0~65歳	65~80歳
傷害通院(日額)	通算5日以上の通院で1日目から保障 (事故日から180日以内で最高90日分を限度)	1,700円	1,500円
通院手術 ^{※3}	通院(外来)にて行う場合(所定の手術) ^{※4}	24,000円	13,000円

※3:通院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されず、受けられた手術をいいます。
※4:所定の手術についてはお問い合わせください。

火災共済
大切な建物・家財のために



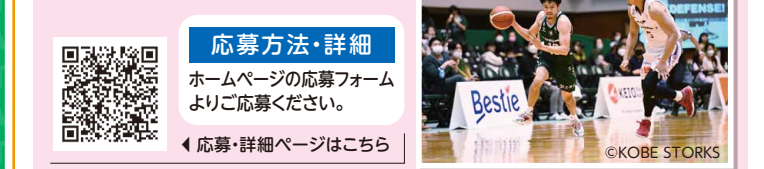
CO-OP共済は
インターネットで
加入手続きができます!!



詳しくは
こちらから
ご覧ください

神戸市民生協組合員様限定

神戸ストークス 2023-2024シーズン 試合観戦チケット



応募方法・詳細
ホームページの応募フォーム
よりご応募ください。
◀応募・詳細ページはこちら

問い合わせ先 神戸市民生協 TEL:0120-81-9431 (平日9:00~17:30)

※ご応募時のお客様の個人情報は、共済・保険商品の案内の他、お問い合わせへの対応のみに利用し、当組合の規定に従い厳重に取扱いたします。

決算後、生じた剰余金は 割戻金としてお戻しします

※割戻金は、共済金の支払い等による剰余金の増減で変動します。

令和4年度割戻率実績 年間払込掛金の…

医療共済 **11%** 火災共済 **22%**

キリトリ線に沿って切り取り、のりしろに糊付けしてポストに投函してください。

※お名前・口座名義人のフリガナを必ず記入してください。 のりしろ ※のり付けは、はみ出さない様に丁寧にお願い致します。

加入申込書

組合使用欄 担当者番号 **60576** 組合員番号 加入者番号

私は、貴組合の共済事業規約・実施規則の内容が契約内容となることを了承し、1口(50円)の出資を引き受け組合に加入し、被共済者の同意を得て、この申込書の「告知事項」へのお返答など各記載事項が事実と相違ないことを被共済者とともに誓約し共済契約を申し込みます。また、既に貴組合の医療共済、こども共済、傷害共済に加入している場合や変更する場合は、その契約の解約(解約日はこの申込書の発効日の前日とします。)をあわせて申し込みます。なお、この申込書の記入事項に明らかな誤りがある場合は、当該事項について訂正しても異議ありません。

神戸市民生活協同組合 御中 ※記入日など赤線で囲まれた必要事項をのれなく正確にご記入ください。 ※加入申込書の記入後は速やかに投函してください。

今日の申込みは ①新規 ②変更

記入日 年 月 日 こども共済に加入する場合は必ず記入ください

加入者の扶養者名 フリガナ 氏名

ご加入者(被共済者)氏名 氏名

契約者との続柄 生年月日 性別

医療共済	こども共済	告知欄
基本コース	コース	払込方法
2000円	500円	月払
3000円	1200円	年払
	1700円	年払

掛金の払込方法(右記のいずれかに○をしてください) ①口座振替 ②クレジットカード払(月払いのみ)

※②クレジットカード払を選択された方は下記口座振替依頼書のご記入は不要です。後日お送りするクレジットカード決済申込書をご記入のうえ、ご返送ください。

告知事項

告知事項に該当される方は加入できません。

ただし、医療共済入院充実プランは、①(a)②(b)②(c)の告知に該当されていても加入できる場合があります。詳しくはお問い合わせくださいが、ホームページをご覧ください。

※告知事項は訂正できません。(訂正不可)

以下の項目に該当する場合は、申込書の「告知事項」の番号に○をつけてください。申込書の「告知欄」に記入がない場合はいづれにも該当しない旨とさせていただきます。

①、②、③、④のすべての項目を告知事項とします。また、ガン特約を含む場合については「告知事項」に追加するものとします。また、「こども共済」にお申込みの場合、①についてご回答いただく必要はございません。

①現在の健康状態について
(a)熱気やケガで治療(投薬治療・食療療法を含みます)を受けていること、この項目において同様とします。中または検査中であるが、治療や検査が必要である。
(b)慢性疾患(先天性の病気を含みます)や中傷のため、医師から治療や検査をすすめられていること、または検査を常用している。
(c)身体に著る障害のため、日常生活での手助けを必要としている。

②過去の健康状態について
(a)慢性疾患が治ってから、まだ5年以上過ぎない。
(b)最近1年間に、病気やケガで手術もしくは7日以上入院治療または同じ病気やケガで14回以上の通院治療を受けたことがある。(正常な分娩による入院を除きます)

③他の保険・共済への加入状況
入院給付金または通院給付金つきの保険や共済に、4社以上加入している。

④女性の力のみお答えください
(a)最近5年間に経期・分娩・閉経に伴う異常で入院したり手術を受けたことがある。(帝王切開を含みます)
(b)現在、妊娠中である。
(c)今までに悪性新生物や上皮内新生物にかかったことがある

※慢性疾患とは、下記の「告知事項の慢性疾患について」に掲げるものをいいます。

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された共済金等を指名先の金融機関(預金口座)から金融機関によって入金することにより、貴組合の口座振替指定を解約する旨を通知します。

預金口座振替指定 (ゆうちょ銀行からの自動払込を除く)

1. 収付会社(SMBCファイナンスサービス)より銀行(金融・組合)に請求書が送られたときは、私に通知することなく、請求書記載の預金口座から引落とすうえ私に通知せず請求書が送られたことにより、貴組合の口座振替指定にかかわらず請求書、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。

2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すこととなる場合(当該請求書が有効である期間の請求書を含む)もこの金額は私に通知することなく、請求書を送信してもよいものとさせていただきます。

3. この契約を解約するときは、私から銀行(金融・組合)へ書面により提出します。なお、この届出がないまま請求書が送られた場合は、私に通知することなく、請求書を送信してもよいものとさせていただきます。とくに申出しない限り、銀行(金融・組合)はこの契約が終了したものと取扱いをさせていただきます。銀行(金融・組合)の取扱いによる金銭差額、銀行(金融・組合)には関係ありません。

以下の「契約概要」および「注意喚起情報」は共済契約の申込みに際して、特にご注意ください。重要事項を記載したものです。必ずお読みください。内容をよく確認し、ご承諾(被共済者)が契約申込人と異なる場合は、必ずご加入者の方全員にもご説明ください。このうえ、お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる共済事業規約・実施規則の内容を必ずご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載しています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

は「医療共済入院充実プラン」のみ、は「こども共済」のみに該当する部分です。

契約概要

1. 共済契約のしくみ

1-1. 制度のしくみ

医療共済(入院充実プラン)は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また、「入院充実プラン」は、「基本コース」に「ガン特約」、「女性特約」および「通院特約」を必要に応じて付帯することができます。

「こども共済ライフセイジュニア」は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の被共済者の扶養者の災害死亡(500円コースを除く)等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また共済期間中に被共済者の扶養者が死亡された場合は、その後「こども共済ライフセイジュニア」の契約満了まで共済掛金を免除します。ご加入はお1人につき2つのコースです。当組合の医療共済・傷害共済・こども共済の他のタイプ・コースと重複してご加入いただくことはできません。なお、満期返戻金はありません。

1-2. 契約者および被共済者

(1) 契約者になれる方
兵庫県にお住まいが職場がある方で、出資金を払込み、組合員となった方
※契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約が終了し、組合を脱退していただくこととなります。

(2) 被共済者になれる方
① 契約者、その配偶者(内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ。)および契約者と生計を共にする2親等内の親族の方です。
医療共済「入院充実プラン」: 保障開始日(発効日)において満75歳以下の方
「こども共済ライフセイジュニア」: 保障開始日(発効日)において満18歳以下の方
② 加入申込書の「告知事項」に該当しない方
③ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、当組合に定める疾病や特定の部位について生じた傷病およびその傷病と因果関係のある一連の傷病およびその共済金の支払いを一定期間免除とした契約に同意される方
④ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、組合所定の条件を満たされる方

1-3. 共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これ行使することができずから3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

1-4. 共済金受取人

(1) 共済金受取人は契約者です。
(2) 契約者が死亡されたときの死亡共済金受取人は、次の順位および順序とします。
① 契約者の配偶者
② 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
③ 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
④ 上記①に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
⑤ 上記②に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
※死亡共済金受取人、代理請求人の指定をご希望の場合は当組合までご連絡ください。

1-5. 扶養者災害死亡共済金受取人(500円コースを除く)

(1) 扶養者災害死亡共済金の受取人は、被共済者です。被共済者が未成年の場合には、法定代理人とします(以下同様とします)。
(2) 被共済者が扶養者災害死亡共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、被共済者の死亡時の法定相続人が扶養者災害死亡共済金受取人となります。

② 申込書や共済金請求書類に不実の記載があった場合
③ 申込日以前に発生した不慮の事故を原因とする場合
④ 傷害(傷病)入院共済金が支払われる入院中に、傷害通院をした場合、その入院と重複する通院日の傷害通院費用
⑤ 故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為、死刑、無免許運転や酒気帯り運転、最高速度違反、信号無視等、または運転中における道新中・警察からの路切への侵入による事故
⑥ 薬物依存、精神障害または泥酔による場合
⑦ 事故の原因が疾病または心神喪失による場合
⑧ 頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚所見がない傷害(傷病)入院
⑨ 治療に専念しなかった場合または、正当な理由なく調査や調査に必要な書類の提出を拒んだとき
⑩ 被共済者の自殺または自殺行為による場合(発効日または変更日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
⑪ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分
⑫ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定に共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。
⑬ 危険な運動等を行っていたりまたは※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。
⑭ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。
⑮ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき
⑯ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんだ場合(暴走行為も含みます)
⑰ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき
⑱ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき
⑲ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により扶養を成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなっている場合の扶養者災害死亡共済金)および「掛金払込免除」※指定職業:
① タクシーまたはハイヤーの運転手
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事者とみなします)

5. 契約の無効・取消・解除・消滅

(1) 契約が無効となる場合
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡していたとき
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

(2) 契約が解除となる場合
契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたときは共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたします。

(3) 契約が解除となる場合
① 告知義務違反による解除
契約者または被共済者が契約の申込の際に告知事項(告知事項)に不実の記載をしたとき
② 重大事由による解除
(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者)を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合
(イ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
(ハ) 上記(ア)～(ハ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
(ニ) 初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合
③ 上記(イ)～(ハ)に掲げるものほか、契約者が反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合)に該当すると認められる場合
(イ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)(に該当すると認められる場合)に該当すると認められる場合
(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用している

6. 掛金払込猶予期間・契約の失効

① 初回申込時の場合で、組合が特に認めた場合、申込日から3ヶ月以内に払い込むことができます。ただし、第1回掛金が払い込まれず、申込日から3ヶ月を経過した場合は、契約の申込みは取り消されます。
② 2回目以降の掛金払込については、払込期日から2ヶ月以内(払込猶予期間)に払い込まなかった場合は、契約は失効します。

7. 契約の中途解約

契約者は契約を将来に向かって解約請求書により解約できます。解約の効力は、解約日(未記入の場合は書面提出日、郵送の場合は郵便の消印日)の翌日の午前0時から生じます。

8. その他

当組合は、共済掛金その他の契約内容について、社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金の支払状況等によって、共済契約の更新時に見直し場合があります。また、当組合は、変更する必要性がある場合、当該共済事業規約・実施規則を変更することにより、共済契約と合意があったものとみなし、個別の合意するところを変更することができます。なお、この場合は、変更後の共済事業規約・実施規則およびその発効時期を当組合のホームページに掲載する等の方法により周知します。

※ご加入後、ご契約の際に告知いただいた内容に次のような変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は契約が解除され、共済金をお支払いできない場合があります。①契約者や被共済者の住所・氏名等登録内容の変更②掛金払込方法の変更③掛金振替口座の変更④共済金が就業または婚姻等⑤被共済者の扶養者と生計が別となった場合⑥被共済者の扶養者の変更

※過去の契約歴ならびに共済金請求履歴などにより契約を引き受けできない場合があります。
※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご読みのうえ契約証書とともに保管してください。
※保障内容等と変更が生じる場合は当組合のホームページでご案内いたします。

キリトリ線に沿って切り取り、のりしろに糊付けしてポストに投函してください。その他の共済・保険はホームページからお申込み、資料請求していただけます。

加入申込書「告知事項」の慢性疾患について ※慢性疾患とは、次に掲げるものをいいます。

- ◆**医療共済** ①悪性腫瘍(ガン・肉腫など) ②消化器疾患(十二指腸潰瘍、胃潰瘍、ウイルス性肝炎、アルコール性肝炎、肝硬変、胆嚢炎、膵炎、胆石など) ③循環器疾患(狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症など) ④呼吸器疾患(気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患、間質性肺炎、肺線維症、肺結核など) ⑤神経・筋疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など) ⑥腎・尿路疾患(腎炎、ネフローゼ、前立腺肥大、尿路結石、腎不全など) ⑦代謝・内分泌疾患(糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症など) ⑧精神疾患(統合失調症など) ⑨運動器疾患(骨髄炎、関節炎、変形性腰痛症、椎間板ヘルニア、骨粗鬆症など) ⑩血液疾患(貧血、白血球、リンパ腫など) ⑪アレルギー性疾患および膠原病(リュウマチ、ペーチェット病など) ⑫耳鼻咽喉および眼疾患(中耳炎、メニエール病、白内障、緑内障など) ⑬女性性器疾患(子宮筋腫、卵巣腫瘍など)
 - ◆**こども共済ライフセイジュニア** ①悪性腫瘍(ガン・肉腫など) ②循環器疾患(川崎病、動脈瘤、心房中隔欠損症など) ③呼吸器疾患(気管支喘息など) ④腎・尿路疾患(腎炎、ネフローゼなど) ⑤代謝・内分泌疾患(糖尿病、痛風、痛風、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症など) ⑥精神疾患(統合失調症、うつ病、躁うつ病、気分障害など) ⑦血液疾患(貧血、白血球、リンパ腫など) ⑧耳鼻咽喉疾患(中耳炎、メニエール病など)
- 告知事項に掲げる文言のうち、次に掲げる文言によっては以下のように解釈するものとします。(1) 投薬とは、医師の処方箋により処方された薬を服用している、もしくは通院・入院の際に医師の管理の下で投薬されているものをいいます。また、治療中は、医師からの検査や診察を受けている状態または薬道遵守規則による治療を受けている状態をいいます。また、別に定める「軽度の病気および状態」については、検査中、投薬されている状態、または治療中であっても加入ができるものとします。ただし「軽度の病気および状態」であっても、現在入院中、または、医師から今後1年以内に入院や手術をすすめられている場合は除くものとします。(2) 検査中とは、医師の指導の下で受けたいすべての検査を指し、結果の出ている状態も含みます。(3) 医師から治療をすすめられているとは、医師から病気やケガのために治療や検査をする必要性を調じられている、または治療や検査をしたほうがよいといわれている状態をいいます。
- ※「軽度の病気および状態」の主なものは、虫歯、さし歯、歯、歯槽膿漏症、歯髄炎、歯周炎、歯肉炎、歯科矯正、口内炎、湿疹、アトピー性皮膚炎、かぶれ、いぼ、水虫、かぜ(インフルエンザは除く)、急性鼻炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、動物アレルギー、外耳炎、単純近視、ものもらい、結膜炎
- ※上記は主なもので、それ以外の病気でもこの組合が「軽度の病気および状態」として定めている場合はご加入できますので、お問い合わせください。

こども共済

19歳(こども共済満了後)以降は健康状態に関わらず「医療共済移行契約専用コース」へ継続いただけます!

こども共済のより詳しい内容については右記からWEBにてご覧いただけます!

保障内容	コース名		
	500円コース	1200円コース	1700円コース
保障内容	月掛金 年掛金	1,200円 13,900円	1,700円 19,600円
保障年齢	0~19歳		
入院(日額)	病気・ケガによる1日以上入院(1日～360日)		
長期入院	病気・ケガによる連続180日以上入院		
傷害通院(日額)	1日以上通院(事故日から180日以内で最高90日分)		
特定損傷手術	[骨折]または「腱・靭帯の損傷」の治療を目的とする手術。事故(ケガ)を直接の原因とし、入院共済金が支払われる場合		
死亡(重度障害)	病気	10万円	100万円
	事故(ケガ) ^{※1}	10万円	150万円
扶養者災害死亡(重度障害を除く)	被共済者の扶養者が事故(ケガ) ^{※1} を直接の原因として死亡した場合	10万円	200万円
扶養者死亡掛金払込免除 ^{※2} (重度障害を除く)	病気・事故(ケガ) ^{※1}	10万円	200万円
		100万円	100万円
		掛金払込免除	

※1 事故(ケガ)とは「急激かつ、偶然な外因による事故(不慮の事故)」をいいます。
※2 掛金払込免除後のコース変更はできません。他の共済掛金、個人賠償責任補償等の保険料は掛金払込免除の対象外です。

お申込みから保障開始まで

※口座振替の場合: どちらのケースも以後毎月27日(金融機関が休業日のときは翌営業日)が掛金引落日になります。

ケース①	ケース②																		
<table border="1"> <tr> <th>当月</th> <th>翌月</th> <th>翌々月</th> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>20日</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>申込受付期間</td> <td>初回掛金引落日</td> <td>翌月28日より保障開始</td> </tr> </table>	当月	翌月	翌々月	1日	20日	27日	申込受付期間	初回掛金引落日	翌月28日より保障開始	<table border="1"> <tr> <th>当月</th> <th>翌月</th> <th>翌々月</th> </tr> <tr> <td>21日</td> <td>末日</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>申込受付期間</td> <td>初回掛金引落日</td> <td>翌々月28日より保障開始</td> </tr> </table>	当月	翌月	翌々月	21日	末日	27日	申込受付期間	初回掛金引落日	翌々月28日より保障開始
当月	翌月	翌々月																	
1日	20日	27日																	
申込受付期間	初回掛金引落日	翌月28日より保障開始																	
当月	翌月	翌々月																	
21日	末日	27日																	
申込受付期間	初回掛金引落日	翌々月28日より保障開始																	

初回掛金引落日に掛金が引落としてきた場合は、再度、翌月27日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に引落とさせていただきます。なお保障開始日は掛金引落日の翌日からとなりますのでご注意ください。

※クレジットカード払の場合: お申込みから手続き完了まで1ヶ月程度を要する場合があります。新規ご契約の場合は当組合及び収納代金会社間で売上確定日(毎月14日)の翌日15日より共済契約有効となります。詳しくはお問い合わせください。

掛金の払込みについて

※口座振替の場合: 組合が申込書を毎月20日までに受け付けたとき(ケース①)は翌月の27日に、また、21日以後月末までに受け付けたとき(ケース②)は翌々月の27日に、初回の掛金と出資金(1口50円)をご指定の預貯金口座から口座振替により引落とします(掛金払日の翌日から保障が開始されます)。2回目以降の月掛金は毎月27日に引落とします(引落日は、金融機関が休業日のときは翌営業日となります)。

※クレジットカード払の場合: ご契約者によるカード会社のお支払いは、ご利用カード会社の指定日となります。

※「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」にてご確認ください。
※加入申込書送付後、20日以上経過しても「手続き完了のご案内」が届かないときは、組合までご連絡ください。

2024年2月作成